

あと、全国学力調査の導入なども検討をされているということで、今回のゆとり教育を導入する際にもいろんな有識者の方から学力低下の心配が指摘されたわけですね。どういう方向でその学力向上に向かうのか、私はやっぱりぶれないように何か検討していただきたいというふうに考えているところです。

大沼 久委員長 7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 きのもテレビ討論の中で石原知事と桜井さんがやっておったんですけども、やはり若いうち、子供のうちに最大限に脳を鍛えなきゃならないよと、そこに脳をルーズにしたならそれこそあと詰まらなくなるというような話をなされておったんで、それは言葉は悪いんですけども、もう詰め込むだけ詰め込んだ方がいいと、結果としてはいいんだと。だから、今までやってきた日本の教育の原点は間違っていないかったんだと。しかしながら、その後のいわゆる学歴社会とか受験戦争というもののところの部分については、これは当然修正をしなければならぬというようなことを言われておったようですけれども、そのゆとり教育の失敗の中で落ちこぼれをすくい上げるつもりが学力差が逆に大きくなってしまったというふうなことまで言われておる人もおるようで、今後非常に注目をして市民の一人として見詰めていかなければならないなど、そんなふうに今思っているところでございます。

私は一般質問の中でつまらないことを言っておった言葉がありますけれども、2010年の中学生が卒業するときに、2000年の高校入試の模擬試験をしていただいたらおもしろい結果が出るんじゃないかなということでおっしゃるんですよ。これはひとり言でありますので、気にしないでくださいということで結んでおるんですけども、もうそれは皆さん思っておったんでしょうけども、もう間違いなく私は学力差は出るなと。ただ、別な面ですぐれた人間性も生み出し

てくるんで、総体としてはどうなのかわかりませんけども、今の受験というものだけを見てしまうと、やはり父兄の方々は心配な面あるんじゃないかなと、そんなふうに思いますけども、この2010年に2000年の高校入試の問題を遊びながら、いや、遊んではできないな、模擬試験を解いてもらうなんていうことはできないんでしょうか。

大沼 久委員長 大滝昌利教育長。

大滝昌利教育長 いや、学校では入試に備えて前の年の入試問題を解かせるなんていうことは今もやっていますけれども、その問題が残っておって、そのときの校長なり3年の担当者がそういうふうな考えであれば不可能ではないと思いますけれども、はっきりした答えは言えません。

大沼 久委員長 7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 どうもいろいろとご答弁いただきましてありがとうございました。これで質問を終わりたいと思います。

大沼 久委員長 次に順位2番、議席番号3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 私は通告してあります浄化槽市町村整備推進事業の1点について質問を申し上げたいと思います。

私はこれまでも何度もこの課題について質問をさせていただきました。この間、現在平成17年からの導入に向けて既に各地区の説明会も開催されておりました。まずもってこれまで鋭意ご努力いただきましたことに敬意を表するところでございます。

私はこの事業の導入が必要であるというふうに申し上げてきた理由として、一つには公共下水道及び農業集落排水は多額の費用がかかると。二つ目に現に公共下水道債は15年度末で114億7,200万、農業集落排水債は16億1,600万というふうになっておまして、到底これは負担金あるいは分担金や使用料ではまずまかなえない、

そのため、一般会計からの繰出金は年々増加している。三つ目に、そのために公共や農集の整備計画のない地域との不公平感が増大をしている。四つ目として、快適な生活を求める点から市内全域の早急な排水設備の要望が強まっている。五つ目として、河川汚染の大きな要因は生活雑排水であって、その改善を進めていく必要がある等々から集合処理中心の排水対策から合併浄化槽による整備に移行していく必要があるということから申し上げましたところであります。

工事費用で見ますと、これも一般質問で回答、予算総括でしたか、市側から回答をいただいているわけですが、大久保農業集落排水は工事費として1戸当たり約1,010万かかったと。今泉が540万だと。公共下水道については処理場の建設等も含めまして1戸当たり370万ほどかかっているということに対して、この浄化槽については100万程度でいけるということからも効率的であるということでは明らかだというふうに思っております。

そこで、市長にお伺いしますが、この事業の基本的コンセプトについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。どうも私が何度もしつこく質問するからと、だから導入だなんていう話も一部出ているようですが、決してそういうことはないと思いますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お答えをさせていただきます。ご指摘のようなやっぱりまず個人の負担を軽減するということが大切だと思いますね。これはやっぱり浄化槽の普及促進を図らなきゃいけない、しかし個人負担が高いとなればこれはなかなか難しくなってくる。これを軽減する、これが第一で、その次はやっぱり維持管理ですね。これも結構かかるんですよね。個人で私のうちもやっておりますが、女房が時々こんなにかか

るのということになってくる。これがやっぱり、維持管理も市が管理するということになればある程度安く十分できると。

それから、ご指摘の排水によって水路河川などが環境が悪化するのではないかとというご質問が、あるいは懸念があると。これについてはやっぱり高度処理をするということで、河川の水質浄化を推進できると、こういったところが一番大きな三つではないかと私は思っております。

なお、個々具体的には建設課長がご説明申し上げますが、市長として理解しているのはそうでありまして、何も大道寺委員と私は友達だから、大道寺委員が言ったから僕がいいよなんていうことではありません。私は公平に市の皆さんの、この浄化槽についてよくしたいと、こうしてその観点から推進しておるということをご理解いただきたいと思います。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 私も決してそうは思っておりませんで、市長が言われましたような、理由ということで正しいんだろうと思います。

もう一つは、先ほど町田委員も改革というお話も言われたわけですが、結局今までの集合処理のやつをそのままやったらこれ相当の財政負担になるんですね。私はこれで転換していくことによって、将来も含めて相当、いわば改革だろうと、行政改革何も民間委託だけじゃありませんで、こういうむだな、結果としてむだな費用をかけたわけですね、特に大久保なんか見ますと。そういうものをどんどん同じことをしていって、結局は後年度負担がどんどんふえるということですから、そういう意味でいわば改革の一つだろうというふうに私は思っているんです。そういう意味での導入に対する考え方をやっぱり持たなきゃいけないだろうというふうに思いますので、ぜひそういうことで導入に向けて進めておられるわけですから、そういうことをぜひ考えながら進めていただきた

いと思います。個人負担の軽減とありました、個人負担の軽減について、後ほどまたご質問させていただきたいと思います。

次に、導入地域と整備が必要な戸数についての程度かということですが、導入地域は当然特別環境公共下水道、俗に言う特環を含めた公共エリア以外はすべて今回の市町村設置型で進めるということになるとの考えだと思いますけれども、あわせて特環エリアで考えている地域でも費用対効果の点でこの市町村型の浄化槽で進めると、こういう考えだというふうにお聞きをしているわけですが、改めてお聞きをしたいと思います。その場合の整備が必要な戸数についてもお聞きをしたいと思います。いわゆるこの市町村型でどの程度の戸数が整備が必要とするのかということをお聞きしたいと思います。

さらに、年間の整備予定数について、これは何年で導入地域の必要な戸数を整備するかというふうに聞いた方がよろしいんだと思いますけれども、その点についてどのように今お考えになっているか、建設課長にお伺いしたいと思います。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。現在、特定環境保全公共下水道事業、いわゆる特環であります、実施するために西根、川原沢、草岡と致芳、五十川、白兔の一部地区を調査しております。調査区域内の戸数は合わせまして約560戸ほどになっております。うち、特環で取り組む事業を差し引きますと、68戸分がこの浄化槽市町村推進整備事業で取り組む予定しております。

また、今後の目標でございますが、現在公共下水道事業、農業集落排水事業区域以外における単独浄化槽及び未処理世帯数は約3,200戸というふうになっております。今後10年で浄化槽整備事業については約1,000戸、31%を目標に

したいと、それで公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽を合わせた生活排水処理整備率と申しますが、これを約80%を目指したいというふうに思っております。平成17年度は当該事業の初年度ということもありまして、多少昨年並の戸数を予定しておるところでございます。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 3,000戸、恐らく特環エリアでも市町村設置型も入れまして約3,200戸ですね。これ10年で1,000戸ですと、30年かかるということですね。30年、計画的にということでしょうけど、30年待ってくださいということになりますと、その後もう一遍質問しますけれども、いわゆる今個人の設置型というのが、今個人補助のやつはなくなるわけですね。全部すべてこれ市町村設置型で進めるということですから、希望してでもとにかく年間100基ということですか、計算しますと。30年って本当にどうなんでしょう、詳しく言うと32年か。まあ今までの反省を踏まえてそんなにばんばんお金を使うわけにいかないということなんじゃないんでしょうか。もう一度お願いします。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。計算でいきますと30年ということになりますが、まずどのくらいの申請が来るのか、その辺を見きわめてやっぱり計画を変更しなければならないというふうに思っております。計算上は30年ですが、それなりの申請が多くなれば短期間に整備するような計画も必要かというふうに思います。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 わかりました。これは

まだ今地区の説明会をどんどん進めているわけですから、これから具体的にそれぞれどういう、いろんな要望もあると思いますし、ぜひやってみたいという方も、待っているという方もおりますから、その辺は実際にどれだけの申請があるかで考えたいということですから、それについてはぜひそういう形をお願いをしたいと思います。

その次にでありますけれども、やはりこれまで進めてきました浄化槽個人設置型の単なる制度移行というふうに考えているかということにあります。これは今の質問とダブるんですけども、私はいわゆる今までの個人設置型というのは、個人負担は事業費の6割なんです。個人負担ですよ。4割補助ということになっています。この制度が実はなくなるということなんですけれども、そうしますと、この市町村設置型一本ですから、これが単なる個人設置型の移行ということではないわけですね。そうであってはならないと思うんです。それなら同じことですから。個人負担が少なくなると言いますが、後ほど使用料とかの話になると決してそうではないような計算になっているものですから、単なるこれ、ということじゃだめだと思えますね。一つは毎年、今は大体60基程度を予算化されておりまして、今答弁ありましたように、年間約100基ぐらいしたいということですから、これは上回っていきますから、私は単なる移行ではないと思うんですけれども、それと同様に、個人からの申請分を先着順に整備するという方式だとすれば、個人設置型とあんまり変わらないんじゃないかとかいうように思うんです。その点についてどのようにお考えになっておられますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。これまで、平成16年度までの個人設置浄化槽事業ではほとんどの方が未処理世帯の方の申請というふ

うになっております。この事業、当該事業では単に未処理世帯の浄化槽事業に切りかえるというようにでなくて、以前単独浄化槽事業が大分設置された時期がありますから、そうした人たちを切りかえることによりまして水質浄化を図れるというようなことがありますので、ぜひそちらの方も促進してまいりたいというふうに考えております。

ですから、単なる切りかえということではなくて、さらに促進を図って、さらに多くのこの事業に参画していただくようにPR活動をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 それはそういうことなんでしょけど、個人から申請ありましてそれを先着順にずっと送っていく、あくまでも個人ですと、こういうことですよ、言われているのは。それは単独から合併に切りかえてもらう、それは促進するというのはいいいんですけど、実際にやる場合にはそれであっても申請をもらったやつから先着順にやっていくわけでしょう。

これは実は私、これを何で質問しているかと言いますと、いわゆる面的整備しないと申請がばらばらばらばら、もう全部この長井市のエリア、みんなばらばらに申請してくるわけね、ばらばら。そうすると1戸だけでも、後ほども申し上げますが、例えば放流先をどうするかなんていう問題、大変な問題になってくるんですよ。整備、じゃあどうしますかという問題があるんですけれども、整備するときにはばらばら全部していかなくちゃいけない。1戸あってもそこ、放流先問題であればそこを整備しなければいけないと、こういう問題が出てくるんです。私はこれを前に質問したときは、ある程度やっぱり集落単位にまとまってやるような話だったんです、当初出たときは。そういうふうに記憶しているんです。それがいつの間にかそうじゃな

いという、この間環境省の方が来られたときにはそうじゃないと、とにかく市町村、個人申請でやるんですと、こういうことですから、どうもそれに変わってきちゃったんですけども、私はある程度集落の中で、ぜひ皆さん一緒にやろうというところあれば、そこは積極的にやっぱりやっていくという方式を考えるべきじゃないかと思うんです。

例えばですね、そういうのを優先していくと、そういうブロック制も含めて、例えば100基だったら100基の中で、そういうものを優先として集落で進めていただくところは、そういうふうなことで推進していただくという、そんな方式ができないのかどうかというふうに思うんですけども、それについてどういうふうにお考えになっているかお聞きいたします。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。そういった集落単位の申請がまとまってご相談あれば、ぜひ計画的に考えたいというふうに思っています。先ほど委員の方からもご指摘があったように、排水路の整備などは計画的に効率よくできますので、例えば事前に前年度あたりにそういった協議、相談があればぜひ次年度にそういった計画的に整備する方法についても今後の課題だというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 わかりました。ぜひ、そういうことで進めていく方が面的にはどんどんそういう整備になっていくということだと思っております。効率的には非常にいいんじゃないかと、それが全部というわけにいかないかと思うんです。どうしても個人で、今まで個人設置で60基分してきましたから、個人申請で。だから、それはそれでやっぱり残していかないと今度、せっかくやりたいのにできないという問題が出てきますので、その辺うまく組み合わ

せてやっぱりやっていかなきゃいけないじゃないかなというように思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、既に設置済みで、個人設置で進めてきたところがありますね、浄化槽。ここだけは全く個人でやってくださいと残っちゃうんです。その辺はほかの導入しているところはいろいろなやり方をやっているわけですね。市に寄附いただくとか、自治体にね。その辺については、今回この長井市で導入しようとしている今回の場合の、いわゆる設置済みの浄化槽の扱いについてはどのようにお考えになっているかをお伺いします。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。既に合併浄化槽を設置されている世帯につきましては、基本的には引き続き使用していただくこととなります。新たに長井市が実施いたします浄化槽整備推進事業におきましては、よりきれいな処理水を排水するために高度処理型を採用することにしていますので、今まで補助を受けて浄化槽を設置した世帯においても、一定期間、これは国の方からお話を聞きますと7年程度経過すればこの浄化槽の補助を受けることができるというようなことでありまして、当該事業に切りかえて設置することが可能になると思います。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 この辺になると本当に理解いただけるかどうかという問題があるんですが、7年経過後はまた別に補助を受けられるということですから、そのときに考えてくださいと、こういうことですね。耐用年数30年ですから恐らくそういうことをする人はいないと思うんです。だから、その辺は、そうはいつでも寄附してくださいと言ってもなかなか問題いろいろあるでしょうから、ただ課題としてはやっぱりその辺をどうするかということとは

+

引き続き検討をすべき事項かなというふうに私は思っていますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

次に、これは一番の課題なんですけれども、分担金及び使用料についてお伺いしたいと思います。現在検討されている分担金の額がどのようになるのか。そして、その根拠、さらに使用料についてもどの程度を考えておられて、その根拠についてどのようになるのかについてお伺いをしたいと思います。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 現在各地区を回りまして説明会を行っております。そこで今素案として提案している負担金及び使用料についてもそこでお話ししております。それでロックして進めるということではございませんが、なお説明会でお話ししている額を申しますと、負担金につきましては5人槽で申し上げますと、5人槽につきましては16万円、あと使用料につきましては5人槽で月5,600円というふうなことでお話を申し上げております。5人槽の16万の考え方でございますが、国の負担割合を示す例でいきますと、基本事業費93万9,000円、その1割が個人負担というふうな例でございます。93万9,000円の1割ですから9万3,900円というふうになります。プラス長井市は高度処理を採用しているというふうなことでありまして、高度処理の増額分が14万1,000円というふうになっております。これは下水道の起債の負担割合に準じまして、2分の1は受益者負担、2分の1は長井市が負担というふうな原則に基づきまして2分の1を個人負担としておりまして、合計で約16万というふうな額を算出しております。

それから月々の使用料5,600円の内訳でございますが、1カ月当たりの維持管理費、法定検査も含みまして約1カ月当たり4,885円、それに元利償還50%分を個人負担というふうに見ておりまして、月々に直しますと1,211円、合わ

せまして5,600円というふうな額を算出しております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 まず負担金なんですけれども、根拠はいわゆる基本事業費、国から来る補助の分は高度処理型じゃないからその分は9万3,900円と、93万9,000円の1割、それにプラス高度処理分の半分を負担ということで16万という計算根拠だと、こういうお話なんです、それからしますと、一つは高度処理型でないといけないのかと。というのは9万3,900円で済むわけですね、1割だとね。高度処理型でなければならぬのかという問題、意見が出てくると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。特にこの事業を取り組む地域につきましては、水田などの耕作地帯に位置する農村部が多いわけでありまして、さらに一級河川の上流部に位置するところでもありまして、排水許可の容易性、空掘りでも許可を得られるような、また河川の水質浄化を推進して、長井市が進めています水と緑の花のまちにふさわしい環境をつくるため、よりきれいな水を流せる高度処理型を採用するというふうにしております。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 それは理解できます。できるだけ浄化にすぐれたものを入れていくというのは本当に必要なことだと思うんですね。本当に河川の汚染というのは大変であります。特に水と緑と花の長井、一番上に来る水が一番汚いんではどうしようもありませんから、それはそのとおりだと思うんですけれども、問題はその50%上乘せの関係なんです。そうします

と、これはこれで私は理屈通っていると思うんです、根拠というのは。ただ問題は、それでは農業集落排水との関係については、整合性はどうかんだという問題だと思うんです。

先ほど申し上げたように、大久保と今泉の関係を見ますと、これの分担金は大久保が18万で、今泉15万なんです、15万。先ほど言ったように、国からの補助の関係を除いて、いわゆる1割個人負担となっているわけですね、さっき言った9万3,900円分はね。申し上げた大久保、今泉の分担金の関係からいうと、工事費が相当多額なわけですね。大久保1,010万ですから、この100万の浄化槽10基できるということですよ、単純に計算すると、で、それでいて何で今泉の場合の15万よりも高い、大久保よりは確かに安いんですけど、18万と16万でしょう。そういう意味からすると、いわゆる公平性の点でかなり問題があるんじゃないかと私は思っているんですが、その辺について、しかも農集の場合はいわゆる宅内配管ですね、家の配管以外は、すべて工事は市が行うわけですね。排水施設までの管は全部市がやるわけですね。だとすると、非常に問題があるんじゃないかと思うんですね、そういう意味で。ぜひその辺についての、さっき言った農集との整合性といいますか、公平点という面で、私はやっぱり負担はちょっと高いんじゃないかと思うんですが、その辺について建設課長いかがでしょうか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。農業集落排水事業が先ほど委員がお話したように、非常に高額なコストがかかったというような、その反省を踏まえて山形県ではそういったコストの高い事業はやらないんだというような反省を踏まえてこの事業を推進して、国の方でも推進してきております。ですから、この事業の取り組み方に当たっても長井市が後年度負担をこの事業で負わないような料金設定についても考

慮すべきというふうに思っております。負担金につきましては16万というふうに算出したわけですが、今泉15万、大久保18万の中に集落排水事業の負担と同等の負担金というふうには言われるんじゃないかというふうに思っておりますので、この個人負担16万については妥当な線ではないかというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 いや、その後年度負担、この前の事業は多額になってきて、ある意味ではそれを反省を踏まえてこの後年度負担、使用料の後年度負担を含めてここはそうならないように、それはわかりますよ、それは。じゃあ、農業集落排水、公共、どんどん一般会計から負担しているわけですね。一般会計から負担しているということは、結果的にみんな税金投入になっているわけですよ。片方は整備になっているところの皆さんの負担もいただいているということなんですね。だから、その考えはわかりますよ。じゃあ、逆に言うと、じゃあ農業集落排水なり公共下水道の今の使用料というのは、これじゃとつてもまかなえないと、じゃあ、それと同じような計算していったら相当負担してもらわなきゃいけないとこうなりますよね。どうですか、その辺は。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。建設事業費に、1戸当たりには割りますと先ほど申しました今1,000万というふうにはなるわけですが、個々がそれぞれ1,000万円の恩恵を受けているかと言いますと、そこは言い切れないんじゃないかと。1,000万という受益者の戸数で割り返しますと1,000万ですが、やっぱり管理センター建設費もありますし、それから道路に敷設する管渠整備もありますから、単純に1人当たり1,000万の恩恵を受けているかというふうなことではないんじゃないかというふう

+

私は思っていますので、合併浄化槽で宅内の雑排水、それからトイレの排水をきれいな水で還元していく、そういった目的は同じではないかというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 いや、それじゃお聞きしますけれども、大久保なり今泉の分担金の計算ってどうなっていますか。どういうふうに決めていますか。少なくとも1,000万と言ったのはあそこ180戸ぐらいですか、大久保の集落は。そうすると1,000万の18億かかったということですか。そういう計算でいって、さっき負担1割個人1割ですよと言ったんですけど、そこはじゃあ今泉なり大久保なりどういう計算で分担金を決めているのか、ちょっと教えていただけますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。当時農林課で事業を推進した関係で、その負担金の決定に関してはちょっと私の資料ではちょっとわかりかねますので、すみません。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 いや、確かにそれは議会でもそれを了解としたんでしょうから、したんですよ、したんですから、それを言われると非常に困るんですけど、ただ非常にそういう意味では、それから今度使用料の話ですけど、使用料は公共と農業と同じですよ。これは同じにしなきゃいけないというやり方しているんです。これ非常に比較難しいですよ。この市町村の使用料と農集の使用料、じゃあ整合性どうですかときてもなかなか難しいですよ。片方は使った水道料に対し幾らになっていますから。非常にわかりにくいんですけども、一番問題は後年度負担というのが出てきたというのは、これ1,000円あるんです、1,200円ですか、これが今度逆に言いますと、こういう計算もで

きるんですよ、個人設置型の計算でいきますと、個人設置型、これちょっとこういう計算が成り立つかどうかわかりませんが、いわゆる基準工事費が93万9,000円としますと、個人設置型の場合6割ですから56万4,000円が個人負担なんですよ、基準工事費からいくとね。今出ています、今考えをお聞きしました市町村設置型の予定負担金というのは16万なんです。そうすると、個人からすると40万4,000円の自己負担軽減額になるんです。ところが使用料まで入れますと、使用料の法定点検料とか清掃料か、法定検査費用、消毒剤なんかは、これは一緒ですから、個人設置型と市町村設置型と同じとしまして、後年度負担、それを計算しますと、年間1万4,575円かかる、この分が上乗せになっているという計算なんですよ。その1万4,575円を耐用年数の30年で計算しますと43万7,000円。さっき言った負担金額40万4,000円ですから、こういう計算でいきますと3万3,000円高くなるんですよ、個人設置型より、後年度負担するからと。こんな比較でいった場合、高度処理じゃなくて、いや、今のままの個人設置型でいいやと、こうなっちゃう可能性あるんじゃないかと思うんですけどね、そういう計算成り立ちますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。ただいまの比較は普通の合併浄化槽と、それから高度処理の比較になっているかと思いますが、個人で高度処理を設置した場合と比較しますと、10万ちょっとは有利な分になるかと思いますが。

それから、後年度負担の月々1,200円の内訳ですけども、元金の個人の償還分として30万9,500円ほど見ております。月々になりますと860円ほどになっておりまして、残り分は元金に対する利子分で、月々350円ほどになっております。

以上です。



大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 じゃあ、それは確かに高度処理と普通のやつで比較していますから、高度処理を入れた場合の計算でいくとそうなるでしょうね。ただ、今個人設置よりも結果高くなるんだったら、個人設置型そのままがいいとなりますよ。高度処理にしてくださいというのは、市側としてそういう政策的に河川をきれいにしなきゃいけない、高度処理を導入するんだと、こう言っているわけですから。だから、その辺が非常に理解を得にくいところなんですよ。得にくいところ。特にその後年度負担というのは非常にわかりにくいとされているんです。

じゃあもう一点、ほかの導入しているところ、高畠、飯豊ですか、近くでいきますと。その辺の使用料なり負担金ってどのようになっているか教えていただけますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。県内で進めています浄化槽市町村整備事業につきましては、庄内でいきますと酒田市が行っております。酒田市は負担金30万円であります。上市市が高度処理を使っていませんが9万3,000円。高畠町は9万3,900円、飯豊町は20万円となっております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 それぞれ理由があるんでしょう。高くしているのには高くしている理由があって。恐らく飯豊町は槽別じゃなくてどんと5人槽であろうが10人槽であろうと一緒にですよ、20万円。それはちゃんと、特に郡部と言われますと集落も非常にばらばらですし、排水なんかもなかなか難しいところでしょうから、そういう排水路の整備とか何か全部それやりまますよということで20万になっているんじゃないですか。そうじゃないですか。そこはわかりま

すか。その違い。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えします。私が承知している範囲では、農業集落排水事業の負担金20万と同額にしたというようなことでお伺いしています。あと、酒田市も同様です。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 ちょっと午前中時間がないものですから、市長にちょっとお伺いします。

これやっぱり公平性でないですよ。だから、今ね、こういう、さっき言ったように改革で安く市の負担をやっぱり少なくしなきゃいけないということで導入しようということなんですよ。これは、そうしますと、今までやってきたことが実は失敗と言ったらおかしいけど、だから、今度新しい事業をやるのは失敗しないように、これ特別会計になると思うんですけど、だから、ここの部分は後年度負担を負担してもらわなきゃいけないと、こうなるんですね。でも、これ公平なんでしょうか。ということは、農業集落排水の今までの分とか公共下水道どうするか。場合によっては特環と言っていますよね、これからやろうとしているところ。そういうのがそういう計算でいったら公共下水道より高くなるっていう計算になる危険性ありますよね。その辺を全部やっぱり公平にするという点では、もう少しやっぱりその辺は検討が必要じゃないかというふうに思うんですが、市長お伺いします。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 それは、ご指摘はそのとおりだと思うんです。ただね、おわかりのように、前の農業集落排水でいうと、結局のところ、それを改善してこうなるわけですよ。特に市町村について膨大な負担になるというからやっぱり市町村もこれではやっぱりちょっと難しくなって

くるなということになって、こういう市町村設置型になってくる、その分で言うと、行政の後年度負担が少し軽減されるということはこれは間違いはないんです。住民の皆さんにも前のよりも高いと、あるいは後年度負担でも元利償還プラス利息でしょうね、この点についてはやっぱり前より悪くなったと、こういうことではだめなんだろうから、行政だけ負担が少なくなったというだけではだめなんだろうから、行政が負担少なくなったら、その一部はやっぱり市民の方にもお返しをしてというふうを考えるべきではないかと思います。ただ、私が簡単に約束できることではなくて、これは審議会等でご意見をいただきながら、私は市町村設置型でやるべきだと、これは市町村ぐっと楽になるし、高度処理というのは入るし、水と緑と花の長井で言えば、これはやらなきゃいけないと、ご指摘のとおりです。大道寺委員のご指摘のとおりでありますから、これをやりながら市民の皆さんに対する負担が不公平にならないような、これはやっぱりこれから大いに知恵を出して検討してみる必要があると思います。

大沼 久委員長 ここで昼食のため、暫時、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

大沼 久委員長 休憩前に服し、午前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、大道寺信委員の質疑を続行いたします。

3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 休憩前に市長に考え方をお尋ねしまして、それも含めて十分検討されるということでもあります。

そこで本当は終わりなんだろうけれども、

ぜひいろんな検討の場合ですね、ぜひ参考にといいいますか、考慮しなくてはいけないことが結構あるんです、このやつには。要は、農業集落排水をやるときの分担金なり使用料の決め方というのが、非常にあいまいなんですよ、こうして見ると。今に来て、結局後年度負担をできるだけ少なくしたいためということになるんですけれども。例えば大久保の場合、どうしても1戸だけ、いわゆる浄化槽をつなぎ込むというやり方をしたんです。

これは条例だと思えますけれども、書いてあるのではその部分のプロアの電気料を使用料から引いているんですよ、1,000円。そういうのも条例に入っているんです、ちゃんと。それから言いますと、では、今回の場合の市町村設置型は、電気料は全部個人持ちでしょう、考え方。そういうのが、すごく矛盾があるんですよ。その辺も含めてやっぱりきっちりと検討してもらわなくてはならないんじゃないかと思うんです。

同時に、そういう考え方でこれからいきますよといいますと、今度は特環のところをどうするかという問題が出てくるんです。西根の中地区もやると特環でやるとなっていて、これが本当にそういう計算でいくと、分担金、使用料なんていうのは、公共と一緒にならないんだと思うんです。そういう考え方に基づいていきますとね。

例えば、では、特環で先ほど言った560戸ですか、これから整備を考えているというのは。五十川地区と中地区。これ大体おおよそどれくらいかかるというふうに今考えておられるか、建設課長お願いします。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 今積算の途中でありまして、額的にはまだはっきりしていませんが、20億ちょっとかかるのではないかというふうに思っています。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 20億を560戸で計算しますと、1戸あたりすごい金がかかってしまうという話になる。もうこれは約束してますから、今さら特環をやめるなんてならないんでしょけれど。経過から言うとそういうことで言うと、本当に効率よくすれば、この方式とか使った方がより早く、より効率的にいくのではないかという論も成り立つんですね。そのときに、問題になってくるのは、分担金ないし使用料をどう決めるかという問題になると思うんです。

ですから、いろいろありますけれど、時間ありませんから、余りそこをばっかりやってもしようがないんですけれども、ぜひそういうことを含めて、全体的にどういうふうなことで決めていくかということ、この前のやつはこうだったけれども、そういうのだめだから、こっちにすると、新しくしたものが高くなる結果として、公平という面ではね。その辺が非常に問題だと思いますから、ぜひそれを踏まえて十分なる検討が必要だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、そのほかの件について、分担金、使用料について、後ほどまた申し上げますけれども。

次に、工事業者及び維持管理業者の選定方法について質問したいと思います。これはさっき言ったように、1件1件ごと整備していくということですから、その場合の工事業者とか維持管理業者というのは、基本的に入札となるのかなと思いますが、まず、その点について建設課長の考えをお伺ひしたいと思います。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。まず、浄化槽の設置に当たりましての業者でございますが、これは許可業者が決まっております、その中で長井市の入札参加願ひが出ている業者ということになります。今年度更新時期であり

ますから、2月にその時期となっております。当然入札に付すということで考えておりますが、なるべくであれば、まとめて発注したいというふうに考えています。ただ、おのこの条件等それから申請時期も違いますから、場合によっては、1個の発注の場合もあると思いますが、基本的にはまとめて発注したいというふうに考えています。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 わかりました。できるだけやっぱりまとめてでしょうね。1件ごとに入札していくというのは、非常に大変だと思いますし、それはそのようになるのかと思いますが。結局先ほどの関連になりますと、入札ですから、当然基準工事額より安くなるという感じですよ。感じから言いますと。だから、その基準工事額で決めた分担金とかいうのが、割高感になるということも出てくるんです、そういう意味では。それは余りまた先ほどの分担金の話になってしまうんですけれど。そういう問題もあると思います。ただ、言われましたように、やっぱり工事業者はできるだけまとめてということだと思いますが、維持管理業者の選定方法については、同じ考えでしょうか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。維持管理業者につきましては、現在長井市で行っている業者は3業者しかございません。この単価についても、今一定の単価で行っておりますが、来年度から行う長井市の事業として、なるべくまとめて発注するというようなこともありまして、単価的にはもう少し軽減を図るような調整を図っていきたいと思っています。そういう意味で、来年にそういった調整の会議も予定しておりますので、なるべく軽減を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 これも恐らく基準の額から言いますと、やっぱり低くなるのではないかなと思うんですけども、その辺もありますので、ぜひ検討過程ではその辺も頭に置いてやっていただきたいというふうに思います。20分までですので、次の点について質問させていただきます。

放流先の同意の関係なんですけれども、放流先としては側溝とか用水路、河川等になるんだろうと思います。その場合、側溝の場合は県の許可、同意が必要になりますよね。用水路の場合は、土地改良区の同意が必要だということですが、説明会等では協議しているんだということでもありますけれども、その結果について、今の状況についてお伺いをしたいと思います。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。道路の管理者としては、県とそれから長井市がございしますが、長井市については、この事業で宅地周りに水路がない場合というようなことになりませんが、認める方向で検討しています。県の方につきましても、認める方向で今要望していますが、県内、一体的な取り組みということで、今県の方で調整を図っておりますので、高度処理、長井市が管理するというようなことを踏まえて許可を得られるのではないかといふうに、今見通しを立てているところです。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 わかりました。用水路、いわゆる土地改良区との話はどうなっていますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 土地改良区につきましては、長井市においては四つございしますが、先日調整会議を行いまして、おおむね接続することにつ

きましては、異論はございませんでした。ただ、特に非組合員の施設使用料が非常に高いというようなことで、今なるべく軽減を図るような要望を行っているところであります。それにつきましても、調整をこれから行いたいと思います。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 さっき、ちょっと今言われました土地改良の施設利用になりますから、利用料金を払わなくてはいけないということですよ。当然これは個人負担というふうになるんだと思いますが、なるんでしょうか。また、例えば道路を横断して放流しなくてはいけない。そうすると、道路も占用料金というんですか。これも伴いますよね。その辺についてはどうなんでしょうか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 土地改良区の多目的使用料と申しますが、それにつきましては、基本的には個人負担というふうに考えております。それから、道路の占用であります、なるべく個人の占用を伴わない排水計画を立てていきたいというふうに思っております。宅地周りに水路がない場合については、宅地に面する公道なり、私道なりに、側溝なり水路整備をしていくような計画をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 わかりました。実は、この放流先の関係については、今個人設置型をやっているんですけども、その個人設置型の場合の放流は、当然管理区の同意を得なさいとなっているんです。そのために、この管理区ではその隣接住民なり、いわゆる地権者といいますが、その周りにいるですね。それから田んぼの所有者の同意も個人でもらってこなくてはならないという、これが実は大変だという話が聞

こえてくるんですよ、今の場合ですね。

この市町村の場合は、やっぱり同じくその個人が同意を得ると得なくてはいけないんだということなのか、さっき言った改良区との話で、それはもう基本的には認めるんですというか、いいですよ。料金は別にしてね。そういうことになるのか、市でそういうこともやってほしいという要望があるようなんですが、それについてどういうふうにお考えですか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。今そういった手続の軽減も図れるように、今要望をいたしまして、先ほどの使用料も同じなんです、長井市が申請することによって、そういった軽減を図られるとすれば、長井市が申請していきたい。今のところは基本的には個人というふうにお話し申し上げますが、場合によっては市の方で手続をするというようなこともあると思います。今後の協議の中でそれを定めていきたいと思えます。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 ぜひそういう非常にこれ普及していくとなると、その辺が非常にこう何というんですかね、個人の要望って結構強いもんですから、ぜひそういうことで協議をしていただきたいなというふうに思います。

さらに、その次の放流先の整備の関係なんですけれども、当然排水路というのは、結構素掘りが多いんですね、これから整備していった郡部に入ってきますので、素掘りが多くて、今は非常に何というんですかね、こうたまってしまおうというような状況になると思うんですけれども、その場合のいわゆる放流先の整備について、それは市でやるというお考えかどうかですね、ちょっとお聞かせください。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。平成17

年4月から法定外公共物につきましては、国から長井市の方にすべて譲与なることもありまして、市が道路水路部分についても管理しなければならないということになります。その場合の整備につきましては、財産管理と機能管理を要するものの法定外公共物の管理は建設課が行うこととなりますので、管理者として浄化槽設置にあわせて側溝、または水路整備をおのおの道路、河川の分野になりますが、整備していきたいというような考えを持っています。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 その場合ですね、それは大変結構なことなのですが、その場合に、その整備費用というのは、ここのこれは特別会計になりますよね。その特別会計の中でしていくのか。それとも一般会計の中で進むのかという問題があると思うんですけれども、それはどのようにお考えになっていますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。法定外公共物につきましても、道路については道路管理の方で管理していきたいというふうに考えています。水路については、河川の方で管理していきたいというふうにも考えていますので、新年度予算において、おのおの予算要求を各係で行っているところであります。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 これさっき言った負担金とかの使用料の関係もあるんですけれども、私はこれは特別会計でやった方がいいような気がするんです。なぜかという、一般会計というのは、それぞれ予算をそのとき決めますから、それだけ優先してやるとはいかないわけじゃないですね。維持管理の中でやるとすると。

だから、そういうものを含んで、例えば負担金をこうするのだというのであれば、非常に私

+

はわかりやすいんだけど、これだけ一般会計でやるという、では、ほかのところ優先順位つけて、こっち先優先ですと、なかなかいかなんではないかと思うんですよ。その辺はどういうふうに考えられますか。

大沼 久委員長 浅野敏明建設課長。

浅野敏明建設課長 お答えいたします。道路管理者、河川管理者として、今後整備をしていくというのは、おのこの管理者の責務だと思っておりますので、それを浄化槽の整備にあわせて、先んじて、前もって整備するというようなことで進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 それは建設課長の考えは、そのとおりでいいと思うんですけども。これなかなかいかなんのでないかと思うのです。予算組みして、今でも大変ですよ、今予算するのに。どっか削るとなると、そこを優先だったらほかのことでできないということになってしまふんだと思うんですよ。その辺は、ぜひこれは私もよくあれなんですけれども、財政課も当然関係あるでしょうから、その辺はぜひ検討いただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、さっき市長からも十分検討するというお話ですから、それは検討はぜひお願いしたいと思うんですが、少なくともその公平性という面、本当にこれは大事だと思うんです。例えば公共下水道と農集の今の分担金というんですか、そのも違うんですよ。公共の場合は宅地面積でやりますよ。そしたらすごいお金になるんですよ。30何万とかって。それが片方は15万、18万ですね。同じ集合処理やっていて、そういう決め方になっているんです。その辺も十分そういう意味での公平性という、何も浄化槽だけが不公平でないかというのではなくて、そういうことがあると思うんです。

もう一つは、公共下水道の料金というのは、

下水道審議会で審議されまして、答申に基づいて、例えば引き上げるとかというやり方は今までしているんですよ。ところが、農業集落排水とか、その浄化槽の今回の場合の市町村設置型のような場合は、審議する場ないんです。今例えば市町村設置型で、説明会をいろいろしていただいて、いろんな意見が出ていると思うんですけども。それが、最終的には議会で結論だということになるんだと思いますけれども、市民がいろいろ入って審議する場ってないんですよ。浄化槽とか、その今回の市町村整備事業。

私はそれ全体の市の生活排水という面から言うと、さっき言った公平性も含めて、そういうところでやっぱりその市民が入った形で、十分審議をしていただいて、これからのあり方も含めてですよ、下水道審議会では10何%、12%ぐらいの諮問を受けただけでも景気状況悪いからと今半分で終わっていますよね、今、引き上げが。持ち越しになっているんですけども。そういうことから言いますと、そういう中で、今は下水道審議会なんだけれど、いわば全部下水道ですよ。だから、その中で、その実態がどうかと、公共のこういう排水事業の建設費なんなりこうだと、維持費こうだと。それに基づいて、やっぱり市民の意見をいただいて、こう審議していくと、こういうことが必要だと思います。

それと、当然ながら、所管の委員会の中でも、もっともっとこれ議論をやっぱり詰めていかなくはないかと思うんです。3月多分条例化ですから、まだ時間あると思いますので、そういう方式でこれから進めていただきたいと思うんですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご指摘の意見は、そのとおりだと思います。私はやっぱり行財政改革のときに、公共下水道と農業集落排水を一本にしたと、かつて農林課になったんですよ、農業集落排水

は。国がやっぱりそうになったから、建設省と農林水産省で、一緒の最終処理場は使わせないと、何とかつまらなかったわけですよ。でも、これもお互いにそういうことはやっぱり一緒に使ってもいいと、余裕があればということになってきたし、省庁の壁もやっぱりこの間少しずつ変わってきたと思います。そういった流れの中で、建設課に1本になったわけでありまして。

言ってみれば大枠はやっぱり公共下水道ですから、これは今のこの審議の条例とか何とかで言えば、審議の事項ではないとすれば、例えばそういう審議会の協議会でその議論をしていたら、それを参考にして、やっぱりこの我々も議会の皆さんと相談していくというふうにしなればいかなのかなというふうに思います。

やっぱり改革はどんどん進んでいくわけですね。実質よくなるのですよ、これは。それは農業集落排水よりは特環の方がよくなるし、特環よりもまあ市町村設置型の方がやっぱりだんだんみんな負担が少なくなるというのがあれですが、一時的にでも新しいものが、市民に負担がなるということであれば、今までの負担にやっぱり置くとか、そこがやっぱり最低の線にするとか、その部分はやっぱり議会の皆さんの同意を得られれば、市としてもやっぱり補助をしていくとかというようなことは考えていかなければいけない事項だと。特に新しい事業については、そこが一つポイントだと思いますので、ご指摘のとおり考えていきたいと思います。

大沼 久委員長 3番、大道寺 信委員。

3番 大道寺 信委員 では、以上で終わらせていただきますが、今言われましたように、建設課全部抱えて大変だと思います。前のことまで質問するとわからないということになってしまふんですけども。

同時にやっぱり市民の理解を得るには、水をやっぱりきれいにしていくというところが、なかなかこのまだ理解いただけない部分があるん

です。そこのところで、ぜひこの推進事業をまさに推進していくような、それぞれの関係所管もあると思いますから、ご努力をお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号1番、我妻昇委員。

1番 我妻 昇委員 よろしくお願いいたします。それでは、通告しております2点について、質問していきますので、ご答弁の方お願いしたいと存じます。

まず、最初に、まちづくりの拠点として、旧郡役所の活用ということにいきたいと思います。最初に、なぜこの質問をするかと言いますと、市長が民間でできることは民間でということ、あらゆる場でこうおっしゃっております。私もいろんな会合、例えば郡役所で行われているようなイベント、会合、いろんな会議等で市長が出席なさるとそういう話もします。

そこで、1回聞いたときには、郡役所も民間でできるんじゃないかというようなこともちらっと市長の言葉から出てきたということで、それを聞いているこの関係者が、本当なのかと、その方向は本当なのか、それとも、いや、そうすべきではないと、あくまでもこれは文化財なんだという認識の方と、それぞれいらっやいまして、どうもこの市民同士がこう気まずい雰囲気になっていくんじゃないかなと感じたところです。ですから、この市の方針、市長の考えというものをきちっと聞いて、その市民同士が気まずくて、話題にも出せないというようなそんな状況ではいけないと思いますので、ここで市長の考えを聞きたいと思ったところです。

最初に、市長よりも教育長から聞いた方がよろしいんでしょうか。単に文化施設としての存在ではもったいないと、私は思っております。明治11年建設で、現存する郡役所の中では全国で2番目に古いというのはご存じのとおりかと

+